

南区コミュニティ情報コーナー運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対して情報を提供するため南区役所が設置する「南区コミュニティ情報コーナー」(以下「情報コーナー」とする。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市民への情報提供は冊子、チラシ、リーフレットなどの配架、ポスターの掲示で行う。

(運営)

第3条 情報コーナーの運営は南区総務部企画振興課(以下「企画振興課」とする。)が行うものとする。

(事業の対象者)

第4条 この事業の対象となる者は福岡市内に居住するか通勤、通学する個人、または福岡市内で活動する団体とする。

(配架、掲示の基準)

第5条 第2条に掲げる情報は、次の要件のいずれかを満たすものとし、有料事業については実費相当額のものを除き、原則として本市、国または他の公共団体の事業または共催、後援するもの、南区大学連絡会議の構成校に関するもの、大学ネットワークふくおかの構成校に関するものとする。

- (1) 本市または本市委員会・委員(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等)の事業、共催または後援する事業に関するもの
- (2) 国や他の公共団体の事業、共催または後援する事業に関するもの
- (3) 公共性が高く、市民生活に密接に関係するもの
- (4) コミュニティ情報に該当するもの
- (5) 南区大学連絡会議の構成校に関するもの
- (6) 大学ネットワークふくおかの構成校に関するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、南区長が適当と認めるもの

(コミュニティ情報)

第6条 前条第1項第4号に掲げるコミュニティ情報とは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域に関する情報
- (2) 祭り、文化、スポーツなど地域の催しに関する情報
- (3) コミュニティづくりに関する情報
- (4) ボランティアに関する情報

(5) 仲間募集, リサイクルなどの情報

(6) 前各号に掲げるもののほか, 区長が適当と認める情報

(配架, 掲示の制限)

第7条 次のいずれかに該当する情報は, その一部または全部について配架, 掲示しないものとする。

(1) 公共性に欠けるもの

(2) 特定の宗教, 政治, 意見, 人物のPRに関するもの

(3) 企業広報, 物販, 客寄せなど営業色が強いもの

(4) 営利的広告が主な割合を占めるもの

(5) 公序良俗に反するもの

(6) その他, 情報コーナーに置くことが適当であると南区長が認めないもの

2 情報の発信期間は, 原則として申込書を受理した日から起算して1カ月以内とするが, 掲示スペースが不足する場合は掲示しないことができるものとする。

(利用の申込み)

第8条 情報コーナーにチラシ等を設置しようとする者は, 南区長に「南区コミュニティ情報コーナー利用申込書」(以下「申込書」という。)を提出し, その指示に従うものとする。ただし, 本市の事業に関するものや, 本市および他公共団体からの依頼文書が添付されている場合, 申込書は不要とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか, 情報コーナーの運営に関し必要な事項は企画振興課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は, 平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は, 平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は, 平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は, 平成30年4月1日から施行する。